

## 釜石市ごみ集積所の設置等に関する要綱

平成20年6月30日  
告示第92号の2

### (目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される一般廃棄物(以下「ごみ」という。)を集積する場所(以下「ごみ集積所」という。)の新設及び集約化(以下「設置等」という。)について必要な事項を定めることにより、ごみ処理の効率化及びごみ集積所の集約化によるごみの減量化を図ることを目的とする。

### (ごみ集積所の設置基準)

第2条 ごみ集積所の設置等の基準は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、地域の実情を考慮し、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) ごみ集積所を新設する場合は、利用世帯が原則10世帯以上となること。
- (2) ごみ集積所を集約化する場合は、集約後の利用世帯が原則10世帯以上となること。
- (3) 集合住宅の建設、宅地造成等に伴う設置等の場合は、事前に地元町内会等の同意を得ていること。
- (4) ごみ集積所の設置場所の土地所有者又は管理者の同意を得ていること。
- (5) ごみ集積所に隣接する住民その他関係者と事前に協議し、同意を得ていること。
- (6) ごみ収集作業及び道路交通の安全が確保されていること。
- (7) ごみ集積所の設置場所が、既存のごみ集積所の設置場所の道路沿線にあり、かつ、ごみ出し及びごみの収集作業並びに歩行者等の通行の安全に支障がないものであること。
- (8) ごみ集積所の設置場所が面する道が、ごみ収集車両が前進して進入可能な道であって、かつ、ごみ収集車両の通り抜け又は転回可能な道に面していること。
- (9) ごみ集積所の前面に電柱、植栽、ガードレールその他ごみの収集作業に障害となるものがないこと。
- (10) ごみ集積所が利用者以外の者に迷惑を及ぼす場所でないこと。
- (11) 近隣の住民の生活環境に及ぼす影響に配慮して適正に管理できるものであること。

(令7告示110・一部改正)

### (設置等の承認申請)

第3条 ごみ集積所の設置等をしようとする者は、ごみ集積所設置等承認申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) ごみ集積所を利用する町内会等の団体の名称及び代表者名並びにそれを利用する世帯の一覧を記載した書類
- (2) ごみ集積所の位置及び利用世帯の位置を明示した図面
- (3) ごみ集積所の集約化の場合は、集約化に伴い廃止するごみ集積所の位置を明示した図面

2 前項の申請をできる者は、町内会長又はある一定の地域の住民で組織された自治会、協議会等の代表者とする。

### (設置等の決定)

第4条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、申請内容の審査及び現地調査を行い、第2条の基準に該当すると認めるときは承認する旨を、該当しないと認めるときは不承認とする旨を、申請者に対してごみ集積所設置等(承認・不承認)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により設置等を承認した場合は、遅滞なくごみ収集委託業者に収集を指示するものとする。

### (ごみ集積所の管理)

第5条 ごみ集積所の管理は、当該ごみ集積所を利用する市民が行うものとする。

### (ごみ集積所の廃止)

第6条 第4条の規定により設置等の承認を受けたごみ集積所を廃止しようとするものは、ごみ集積所廃止届(様式第3号)に廃止しようとするごみ集積所の位置を明示した図面を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する廃止届を受理した場合は、遅滞なくごみ収集委託業者に収集の停止を指示するものとする。

(ごみ収集の中止)

第7条 この要綱の規定に違反し、又は管理上不相当と認められる場合には、市長は、ごみ集積所の収集を中止することができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年7月1日から施行し、同日から設置等を行うごみ集積所について適用する。

附 則(令和7年4月1日告示第110号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。